

## 第 69 類 陶磁製品

### 注

- 1 この類には、成形した後に焼成した陶磁製品のみを含むものとし、第 69.04 項から第 69.14 項までには、第 69.01 項から第 69.03 項までに属するとみられる物品を含まない。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
  - (a) 第 28.44 項の物品
  - (b) 第 68.04 項の物品
  - (c) 第 71 類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）
  - (d) 第 81.13 項のサーメット
  - (e) 第 82 類の物品
  - (f) がい子（第 85.46 項参照）及び第 85.47 項の電気絶縁用物品
  - (g) 義歯（第 90.21 項参照）
  - (h) 第 91 類の物品（例えば、時計及び時計のケース）
  - (ij) 第 94 類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）
  - (k) 第 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
  - (l) 第 96.06 項の物品（例えば、ボタン）及び第 96.14 項の物品（例えば、喫煙用パイプ）
  - (m) 第 97 類の物品（例えば、美術品）